

甲第1号証

J R サービック労「申」第1号

2024年1月29日

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小松 修治 殿



2024年度労働条件及び職場諸要求について

各事業所の組合員から労働条件及び職場諸要求について意見を集約したので下記の通り申し入れる。よって、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

記

第1 事業所共通

- 希望する契約社員を全て正社員とすること。
- 準夜勤手当（1勤務400円）を新設すること。
- 更衣時間（10分）を労働時間とすること。
- 基準労働時間7時間45分の社員の年間休日数（113日）を本社社員と同様の120日とすること。
- 休日出勤が発生しないよう要員を確保すること。
- 住宅関連手当を以下の通り新設すること。
 - 住宅手当を10,000円とすること。
 - 住宅補給金を家賃の50%とすること。

第2 烏飼事業所

- 休日勤務を命ずる根拠を明らかにすること。

2. 休日勤務指定は、勤務発表前に本人に通知し、同意を得ること。
3. 連続作業は3本までにすること。
4. グリーン車用の掃除機をサイクロン式に変更し、掃除を簡易にすること。
5. 熱中症対策にスポットクーラーをデッキの各ユニットに設置すること。
6. 2階詰所及び西詰所に冷水器用の紙コップを配置すること。
7. 自販機料金の値下げを行うこと。
8. サービック棟2階詰所の床面を清掃業者により定期的に清掃すること。
9. 貸与しているすべての長靴の置場を確保すること。
10. 作業用手袋(ゴム背抜き手袋)を希望者に配布すること。
11. 各デッキのリネン台、ゴミ袋用ラック、薬品棚、ゴミ取集カート、毛布置き場の位置を統一すること。
12. 現状、作業で使用する鍵や無線機等は点呼前に受け取りに行っている。超勤として処置すること。
13. 番線移動を極力少なくするため、番線割を工夫すること。

第3 新大阪第一事業所

1. 社員等全員が「養成スケジュール（予定）」に基づいて実施すると。
2. トイレ内は作業指示の放送が聞こえないため放送が聞こえるように改善すること。
3. 出退勤時の呼名点呼場は屋内で実施すること。
4. 事業所への出入り時に使用しているカードリーダーはエラーが多発している。セキュリティカードとカードリーダーを、駅の改札口にあるタッチ式の認証機に変更すること。
5. 各番線やグリーンゾーンの天井からの雨漏れがある。抜本的な対策を講ずること。
6. 東詰所の電子レンジを3台にすること。合わせて現行の電子レンジは性能が劣るため機種変更すること。
7. 東詰所に常時お茶と夏季期間は麦茶入りのヤカンを配備すること。
8. 女性更衣室が狭いため労災が発生する。早急に更衣室を拡大すること。

第4 新大阪第二事業所

1. 新大阪駅幹1ホーム東詰所のエアコンを取り換えること。
2. 現在の営業二科の基準人員を明らかにすること。
(1)要員不足解消のために実施している一部マネージャーの休日出勤の実態に

ついて明らかにすること。

- (2)毎月25日の勤務発表で年休が確定しているのに、年休が取り消される事象が頻繁に発生している。これは明らかに労基法違反である。会社の見解を明らかにすること。
- (3)求人募集に営業二科だけ除外している理由を明らかにすること。
3. 営業二科でマネージャーの作業ダイヤにおける休憩時間がとられていない実態がある。休憩未取得時間を調査し、未払い賃金を支払うこと。
4. 休養室(寝室)のエアコンの取り換えとカビだらけの壁紙を早急に張替ること。
5. 女性社員の休養室にトイレを早急に新設すること。
6. 営業二科詰所にトースターを設置すること。
7. 営業二科において業務の円滑化、及び労災防止の為に出退勤時刻を以下の通り変更すること。
- (1)介日Aを8時00分～16時45分
- (2)介日機を9時30分～18時15分
8. 各詰所に空気清浄機を設置すること。
9. 駅掃ゴミ台車の軽量化をすること。
10. 駅掃詰所に給湯器を設置すること。

第5 京都事業所

1. 駅清掃の連続一交を解消すること。
2. 熱中症対策として以下を講ずること。
- (1)駅清掃社員にファン付きベストを貸与すること。
- (2)駅清掃詰め所に麦茶と水を置くこと。
3. 2グループ男性用更衣室の通路が狭いため、ロッカー使用時には通行が困難になり労災が発生する。早急に更衣室を拡大すること。
4. A担当マネージャーは15時30分から16時30分まで案内所業務が定められているが、作業ダイヤを無視して業務を放棄している。責任をもって指導すること。
5. 指導責任のあるマネージャーに対して、遺失物業務の教育を理解できるまで行うこと。
6. JR西日本との交流会、JR東海リテイリング・プラスとの意見交換会、車椅子研修等に出席したマネージャーは報告等を行っていない。現場において十分に活用するように、責任を持って指導すること。
7. 防寒対策として以下を講ずること。

- (1) ネックウォーマーを貸与すること。
 - (2) 業務用の厚手の白手袋を貸与すること。
8. 案内所にコードレス掃除機を設置すること。
9. サポート室と案内所にトースターを設置すること。

以上